



監. 総. 文. 情第732号
平成27年2月25日

一部開示決定通知書

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警 視 総 監



平成27年2月10日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	ビートルズ来日に伴う警備	
2 公文書の開示をする日時及び場所	日 時	後日調整
	場 所	後日調整
3 開示の方法	写しの交付	
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	・ 東京都情報公開条例第7条第2号に該当 ビートルズ来日公演前後の日本武道館内外及び宿泊先から空港までの全般において人出の状況やその容姿が記録されており、これらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。	
5 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	/	
6 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21534	
7 備考	整理番号 46	

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。
なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で連絡してください。
- 2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。